

みまもりがじゅ丸サービス
利用規約

2022年11月15日 版
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、みまもりがじゅ丸サービス利用規約（以下「本サービス規約」といいます。）を定め、特定特化業界（IoT）サービス共通利用規約（以下、「共通規約」といいます。）及び本サービス規約（以下併せて「利用規約」といいます。）に基づきみまもりがじゅ丸サービス（当社が提供するウェアラブル IoT サービスをいい、当社提供タイプとパートナー販売タイプを併せ、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本サービス規約で利用する用語は、特に定めのない限り、共通規約と同じとします。

3. 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

4. 当社との本サービスの利用契約は次の方法で行うことができます。

(1) 当社提供タイプ

他社を介せず当社と直接本サービスの利用契約を締結する方法

(2) パートナー販売タイプ

パートナー企業（当社がパートナー販売タイプの取り扱いを認めた事業者であって、購入者（パートナー企業からみまもりがじゅ丸サービスの利用契約を締結することができる地位を購入する者又は購入した者をいいます。）に対してみまもりがじゅ丸サービス利用契約を締結することができる地位を与えること及びパートナー販売タイプの提供条件を設定することができる事業者をいいます。）と購入者間の契約がパートナー企業が購入者に対してみまもりがじゅ丸サービスの利用契約を締結することができる地位を与えることを内容とする契約に基づき当社と本サービスの利用契約を締結する方法

第2条 (サービスの種別)

当社は、本サービスにて提供するサービスプランは、次のとおりとします。

(1) 標準プラン（マルチタイプ）

(2) 標準プラン（シングルタイプ）

(3) 標準プラン（SIMタイプ）

(4) シンプルプラン

(5) オフィスプラスプラン

(6) APIプラン

(7) API開発環境プラン

第3条 (サービスの提供条件)

本サービスを利用するには、当社が指定する活動量計データ計測機器（以下「活動量計データ計測機器」といいます。）及び当社が指定する動作環境を満たす中継機器（以下「中継機器」といい、活動量計データ計測機器と併せて「端末機器」といいます。）が必要となります。

2. 本サービスの提供地域は日本国内とし、別途当社の定める本サービスに対応した電気通信サービスの提供を得られる地域又は場所に限定するものとします。

3. 本サービスに使用する活動量計データ計測機器は、当社が契約者に販売するものとし、当該販売に関しては、別途約定するものとします。ただし、パートナー販売タイプの場合、パートナー企業が購入者に当該機器を販売するものとします。

4. 本サービスを利用するためには、当社が提供するアプリケーションやプログラム及び関連文書など（以下「提供ソフトウェア」といいます。）が必要となります。提供ソフトウェアの利用許諾条件は、別途当社が定めるものとし、契約者は、利用許諾条件に従い、提供ソフトウェアを利用するものとします。

5. 契約者は、本サービスで利用する中継機器、電気通信サービスを契約者の費用と責任で準備するものとします。

6. 当社提供タイプ及びパートナー販売タイプにかかわらず、標準プラン（マルチタイプ）及び標準プラン（SIMタイプ）では、端末機器で利用する当社のモバイル接続サービスを「みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス」という名称で提供します。「みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス」は、当社が別に定めるモバイル接続サービス利用規約に基づき提供し、料金は別紙料金表に記載のとおりとします（以下みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービスを含めて「本サービス料金」といいます。）。

第4条 (利用申込)

本サービスの利用契約の申込みは、本サービスの利用を希望する者が当社所定の様式に必要事項を記入し、当社へ提出することによって行います。

2. パートナー販売タイプの場合、本サービスの利用契約の申込みは、購入者が当社又はパートナー企業が提示した所定の様式に必要事項を記入し、パートナー企業へ提出することによって行います。

3. 本サービスは、前2項で定める利用申込で提供された情報に基づき、共通規約第9条1項の契約者情報の登録をします。
4. 共通規約中「契約者 ID」とあるのは、本サービス規約では「テナント ID」と読み替えることとします。
5. 本サービスは、契約者に対しテナント ID が通知されたことをもって本サービスの利用申込に対する承諾とします。
6. 本サービスの利用開始日は、特段の定めがない限り、当社がテナント ID を契約者に通知した日とします。

第5条 (活動量計データ計測機器の登録)

活動量計データ計測機器を本サービスの利用を目的として使用するには、当社に対する契約者による利用開始手続きが必要となります。

2. 利用開始手続き後、契約者は1つの利用契約の基本メニューとして別紙料金表に記載の個数の活動量計データ計測機器を登録できます。また、追加メニューとして、契約者の申し込みにより活動量計データ計測機器を追加登録することができるものとします。
3. 契約者は、活動量計データ計測機器の使用を終了する場合には、当社の定める方法により通知するものとします。当社は当該通知受領後速やかに活動量計データ計測機器の使用を終了する措置を行うものとします。

第6条 (テナント ID の利用休止)

当社は、当社提供タイプ及びパートナー販売タイプにかかわらず、契約者から申込みがあったときは、テナント ID の利用休止（契約者が利用するテナント ID を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。）を行うことができます。ただし、次のサービスプランではテナント ID の利用休止はできません。

- (1) 標準プラン (SIM タイプ)
 - (2) オフィスプラスプラン
 - (3) API プラン
 - (4) API 開発環境プラン
 - (5) 標準プラン (SIM タイプ) (パートナー販売タイプ)
 - (6) オフィスプラスプラン (パートナー販売タイプ)
 - (7) API プラン (パートナー販売タイプ)
 - (8) API 開発環境プラン (パートナー販売タイプ)
2. テナント ID の利用休止を開始する日（以下「利用休止日」といいます。）及びテナント ID の利用を再開する日（以下「利用再開日」といいます。）は、毎月1日とし、月途中の日を利用休止日又は利用再開日に指定することはできないものとします。
 3. 当社がテナント ID の利用休止を行う期間は、利用休止日から9カ月を限度とした契約者が利用再開日を指定した日の前日までの間となります。なお、契約者が利用再開日を指定しなかったときは、利用休止日の9カ月後の日を利用再開日とします。
 4. テナント ID の利用休止を行う期間は、最低利用期間の算定には含まれません。
 5. 契約者は利用休止を行う期間中、当社が契約者に払い出した提供ソフトウェアのうち Web アプリケーション及びスマートフォンアプリケーションにログインできません。また、登録している端末機器の追加登録及び登録削除をすることができません。

第7条 (契約の終了)

共通規約第24条に定める契約者からの利用契約を解除する旨の通知があった場合には、当社が当該通知を受領した日を含む月の翌月末日をもって利用契約は終了するものとします。

2. 本サービスの最低利用期間は、別紙料金表に定めるとおりとします。
3. 最低利用期間内に利用契約を解除することはできません。

第8条 (利用者情報の管理)

契約者は、利用者（本サービスの利用にあたり、活動量計データ計測機器を装着した者をいいます。）に関する次の各号に定める情報が取得されること、これらの情報が当社の設備に記録されることについて、利用者本人の承諾を得なければならないものとします。

- (1) 利用者の登録情報（氏名、生年月日、メールアドレス、電話番号等）
 - (2) 利用者の活動量計データ計測機器で計測したデータ（脈拍数等）
2. 当社は、前項各号に定める情報を利用して匿名加工情報を作成することができるものとします。なお、

これにより作成される場合の匿名加工情報に関する情報項目、加工情報、第三者開示等の情報は、当社ホームページにて公表するものとします。

第9条 (端末機器の管理)

契約者は、本サービスの利用にあたっては、端末機器を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本来の利用方法を守り、次に定める行為を行わないものとします。

- (1) 端末機器の改造又は改変。
 - (2) 本来の利用方法以外の利用、又は公序良俗に反する利用。
2. 前項違反の場合により契約者が本サービスを利用できないことによる損害、端末機器を使用したことにより利用者に生じた損害（利用者の身体や財産に対する損害も含みます。）及びその他の侵害について、当社は一切責任を負わないとともに、当社設備、システム、サービス及びその他当社財産等並びに第三者に損害を与えた場合にはその損害の一切を賠償するものとします。

第10条 (料金等)

本サービス料金は、別紙料金表のとおりとします。ただし、パートナー販売タイプの料金はパートナー企業が定めるものとします。

2. 本サービスにおける料金計算方法は、次のとおりとします。ただし、パートナー販売タイプの料金計算方法はパートナー企業が定めるものとします。

- (1) 本サービス料金の支払いの対象となる期間の起算点（以下「課金基準日」といいます。）は、毎月1日とします。ただし、本サービスの利用を開始した月の課金基準日は、第4条6項で定める利用開始日の翌月1日とします。
 - (2) 本サービス料金の支払いの対象となる活動量計データ計測機器の個数（以下「課金個数」といいます。）は、課金基準日から月末までの間に基本メニューに登録された活動量計データ計測機器の個数で計算します。
 - (3) 課金基準日から月末までの間に課金個数に変動があったとしても、基本メニューに登録された課金個数の最大の個数で計算するものとします。
 - (4) 課金個数が、基本メニューに含まれる個数以下の場合は、基本メニューの月額費用が当該月の料金となります。
 - (5) 課金個数が基本メニューの個数を上回る場合には、超過した個数に追加メニューの月額費用を乗じた額と基本メニューの月額費用を加えた額が当該月の料金となります。
3. テナント ID の利用休止を行った場合、テナント ID の利用休止日から利用再開日の前日までの期間は本サービス料金の支払いを要しません。
4. テナント ID の利用休止を行った場合、利用再開日から本サービス料金の支払いを要します。

第11条 (技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙のサービス仕様のとおりとします。

2. 契約者は、前項に定める技術的条件を遵守するものとします。

第12条 (中継機器)

中継機器の設置、設定、運用、管理は、契約者の費用と責任において実施するものとし、当社の責任は、利用規約及びモバイル接続サービス利用規約に定めるものに限定されます。

2. 契約者は、自己の責任において中継機器のセキュリティリスク管理及びインターネット接続に関する設定を実施するものとします。

3. 中継機器の設置、設定、運用、管理その他中継機器が原因により発生したサービスの不具合に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。また、これにより当社又は第三者に損害が発生した場合は、契約者は当該損害を賠償するものとします。

第13条 (パートナー販売タイプに関する条件)

当社は、本サービスの申込者がパートナー販売タイプの購入者かどうかを確認するために、パートナー企業に対し契約者情報を開示又はパートナー企業から契約者情報を受領することがあります。

2. 共通規約第52条第5項「サービスに係る利用料金の合計額」について、本サービス（パートナー販売タイプ）の利用契約であっても、別紙 料金表に定める本サービス（当社が契約者に直接販売する場合）の利用料金を基に計算し、その合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. パートナー販売タイプの契約者は、パートナー企業の当社に対する支払いが遅延している、又は理由のいかんを問わず当社とパートナー企業との間の契約が終了した場合、当社と契約者の間の本サー

ビスの利用契約も終了します。ただし、契約者は当社と別途協議した上で当社が提示した内容に合意した場合、引き続き本サービスを利用できるものとします。

以上

別紙

料金表

当社提供タイプの料金は以下となります。

サービスプラン	構成部材	月額費用	最低利用期間
標準プラン (マルチタイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円 (税込 22,000 円)	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円 (税込 2,200 円)	-
	みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス (中継機器 1 台あたり)	600 円 (税込 660 円)	3 ヶ月
標準プラン (シングルタイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円 (税込 22,000 円)	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円 (税込 2,200 円)	-
標準プラン (SIM タイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 1 個登録可)	3,000 円 (税込 3,300 円)	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	3,000 円 (税込 3,300 円)	-
	みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	600 円 (税込 660 円)	3 ヶ月
シンプルプラン	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円 (税込 22,000 円)	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円 (税込 2,200 円)	-
オフィスプラスプラン	基本クラウド利用料 (活動量計データ計測機器 5 個登録可)	10,000 円 (税込 11,000 円)	12 ヶ月
	追加クラウド利用料 (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	500 円 (税込 550 円)	-
API プラン	活動量計データ計測機器最低利用個数 30 個	別途見積もり	12 ヶ月
API 開発環境プラン	活動量計データ計測機器 10 個登録可	20,000 円 (税込 22,000 円)	-

パートナー販売タイプの料金は以下となります。

サービスプラン	構成部材	費用	最低利用期間
標準プラン (マルチタイプ) (パートナー販売タイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	パートナー企業より 提示	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	パートナー企業より 提示	-
	みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス (中継機器 1 台あたり)	パートナー企業より 提示	3 ヶ月
標準プラン (シングルタイプ) (パートナー販売タイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	パートナー企業より 提示	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	パートナー企業より 提示	-
標準プラン (SIM タイプ) (パートナー販売タイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 1 個登録可)	パートナー企業より 提示	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	パートナー企業より 提示	-
	みまもりがじゅ丸向け モバイル接続サービス (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	パートナー企業より 提示	3 ヶ月
シンプルプラン (パートナー販売タイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	パートナー企業より 提示	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	パートナー企業より 提示	-
オフィスプラスプラン (パートナー販売タイプ)	基本メニュー (活動量計データ計測機器 5 個登録可)	パートナー企業より 提示	12 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	パートナー企業より 提示	-
API プラン (パートナー販売タイプ)	活動量計データ計測機器最低利用個数 30 個	パートナー企業より 提示	12 ヶ月
API 開発環境プラン (パートナー販売タイプ)	活動量計データ計測機器 10 個登録可	パートナー企業より 提示	-

別紙

利用休止の概要

テナント ID の利用休止における概要は以下となります。

なお、各販売タイプ共通であるものとします。

対象サービスプラン	<ul style="list-style-type: none">● 標準プラン（マルチタイプ）● 標準プラン（シングルタイプ）● シンプルプラン● 標準プラン（マルチタイプ）（パートナー販売タイプ）● 標準プラン（シングルタイプ）（パートナー販売タイプ）● シンプルプラン（パートナー販売タイプ）
料金	事務手数料：無料／期間中の月額費用：無料
その他	<ul style="list-style-type: none">● 利用の再開後、最初の1ヶ月目から月額費用の請求対象になります。● 利用休止又は利用再開は、原則暦月1日とします。